

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○位置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め（漁業管理課）	2
○廃川敷地等が生じた件（河川課）	2
○道路の供用開始（道路課）	2
◎県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務の委託（住宅課）	2
公 告	
○土地改良区の役員 の 退 任（農業基盤課）	3
○土地改良区の清算人の就職（ ” ）	3
○都市計画公聴会の開催（都市計画課）	3
○開発行為に関する工事の完了（ ” ）	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則〈1・14掲示〉	3
高知県人事委員会規則	
◎職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則	3
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
正 誤	
◎正誤（平3・8・2付け 目次ほか）	4

告 示

高知県告示第45号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1（1）保安林予定森林の所在場所
土佐清水市三崎字穴ノ木山5172の2、5172の3、5172の5、5172の6
- （2）指定の目的
水源のかん養
- （3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴ノ木山5172の5（次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2（1）保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐大宮字上オオタニ1352の4、1353、2048の2、字バラカセ2045の1
- （2）指定の目的
土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上オオタニ1352の4・字バラカセ2045の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第46号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1（1）保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町清水下分子上石休場395の2、2096の2、字石休場2083の1、2092、字除川2139
 - （2）指定の目的
土砂の流出の防備
 - （3）指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石休場2083の1・字除川2139（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2（1）保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町用居字熊頭丙1645の6、丙1675の3
- （2）指定の目的
土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊頭丙1645の6・丙1675の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3（1）保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町長坂字北畑211の2・211の14・211の21・211の22・211の28・211の29・211の35・211の36（以上8筆国有林）、211の4から211の7まで、211の16から211の19まで、211の24から211の26まで、211の31から211の33まで、字北畑ノ前218の6から218の9まで（以上4筆国有林）、218の1から218の5まで
- （2）指定の目的
土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北畑211の22（国有林。次の図に示す部分に限る。）

、211の4・211の5・211の18（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

、字北畑ノ前218の6・218の7（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

、218の8・218の9（以上2筆国有林）、218の

2・218の3・218の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、218の4
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所
 吾川郡仁淀川町大渡字クリノカ134の1、134の2、415の1、字カキノガワチ328、329の1、字マルバタケ143の2、144の2
 (2) 指定の目的
 土砂の流出の防備
 (3) 指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字カキノガワチ328・329の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第47号
 漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。
 平成22年1月29日
 高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件
 ◎定置漁業権(1件)
 1 公示番号 定第1,040号(灘沖 ぶり)
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘沖
 イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 幡多郡黒潮町灘県漁場基点第161号
 基点乙 幡多郡黒潮町灘池の元
 ア 甲から乙を見通した線から左に83度9分の線と乙から甲を見通した線から右に47度0分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に48度18分の線と乙から甲を見通した線から右に61度0分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に32度31分の線と乙から甲を見通した線から右に22度48分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に97度10分の線と乙から甲を見通した線から右に25度9分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 ぶり、あじ、その他 9月1日から翌年8月31日まで
 定置漁業

(3) 地元地区
 幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

第2 免許予定日
 平成22年4月30日
 第3 漁業権の免許申請期間
 平成22年2月15日から同年3月3日まで
 第4 漁業権の存続期間
 免許の日から平成25年8月31日まで
 (この告示による定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第48号
 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成22年1月29日
 高知県知事 尾崎 正直

1 河川の種類
 二級河川竹島川
 2 廃川敷地等が生じた年月日
 平成22年1月29日

3 廃川敷地等の位置
 右岸 高知市深谷町字長谷東ノ丸29番1地先
 " " " 33番1地先
 4 廃川敷地等の種類及び数量
 土地 37.56平方メートル
 5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならぬ。

高知県告示第49号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成22年1月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成22年1月29日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市出間字休場ノ下72番1から土佐市出間字古橋2906番1まで	783	平成22年1月29日

高知県告示第50号
 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。
 平成22年1月29日
 高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
大阪府大阪市中央区淡路町二丁目1番1号 堺筋千島ビル5階	弁護士法人開明法律事務所	平成21年12月24日から平成22年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町生見土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成22年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住所
理事	川島 晋	安芸郡東洋町生見485
〃	大坪 一守	〃 〃 〃 284
〃	北川 満水	〃 〃 〃 136
〃	黒岩 米三	〃 〃 〃 108
〃	松岡 盛繁	〃 〃 〃 537-2
〃	松延 倍行	〃 〃 〃 151
〃	松岡 熹改	〃 〃 〃 149
〃	松井 英俊	〃 〃 河内150-5



土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、東洋町生見土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成22年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
川島 晋	安芸郡東洋町生見485
大坪 一守	〃 〃 〃 278-2
北川 満水	〃 〃 〃 136
黒岩 米三	〃 〃 〃 108
松岡 盛繁	〃 〃 〃 537-2
松延 倍行	〃 〃 〃 151
松岡 熹改	〃 〃 〃 149
松井 英俊	〃 〃 河内150-5



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成22年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 都市計画の種類
高知広域都市計画道路（1・3・1号浦戸東部道路）
- 縦覧図書
高知広域都市計画道路の変更（素案）概要
- 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び南国市役所
- 縦覧期間
平成22年1月29日（金）から同年2月12日（金）まで
- 公聴会の日時
平成22年2月25日（木）午前10時から正午まで
- 公聴会の場所
南国市大桶甲2301番地
南国市役所5階第2、第3、第4及び第5委員会室
- 公述申出書提出期限
平成22年2月15日（月）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年1月29日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年10月29日 21高都計第397号	南国市里改田字牛ツタ1135番の一部ほか	南国市立田1544番地2 有限会社ライフ 代表取締役 笹岡 廣

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月14日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 面山 昌男

高知県公安委員会規則第1号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第2の14 中村警察署の表中村警察署所在地の項中「四万十市中村大橋通七丁目4番22号」を「四万十市右山2034番地17」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月18日から施行する。

人事委員会規則

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月29日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第1号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に、「旅客サービス施設使用料」を「旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料」に、「これに類する施設使用料」を「これらに類する料金」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則による改正後の職員の旅費に関する規則第11条第2号の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行又は同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月29日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務局の本庁の項中「主幹」を「主幹及び主事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平3・8・2	7385	目次	1	上 (17)	◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(漁港課)	○告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(漁港課)
				上 (20)	◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(港湾課)	○告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(港湾課)
平4・4・3	7453	目次	1	上 (15)	◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(漁港課)	○告示(海岸保全区域の指定)の一部改正(漁港課)
平5・8・20	7595	目次	1	上 (22)	◎海岸保全区域の指定(河川課)	○海岸保全区域の指定(河川課)